資料2－1

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

令和8年度
救急業務のあり方に関する検討会
（第2回）

令和8年11月11日

２　救急業務の体制に関する検討
①救急隊の救急救命士2名以上体制

2　救急業務の体制に関する検討

（1）救急救命士2名以上体制に関するこれまでの議論

第１回での検討事項	構成員からの主なご意見（概要）
① 救急救命士が１名のみであることにより、傷病者の観察や救急救命処置の実施及び安全性の確保といった業務負担が大きい現状を踏まえ、救急救命士２名以上体制を推進することについてどのように考えるか。 ② 救急救命士２名以上の負担軽減効果、課題、実現可能性等を踏まえ、２名以上体制を特に優先して推進するべき地域、時間帯等の状況についてどのように考えるか。 ③ どの程度の人員を確保すれば２名以上体制が実現できるのか。各消防本部において、２名以上体制に必要な救急救命士数をどのように設定するか。 ④ 救急救命士数を確保するために必要な取組は何か。救急救命士養成所課程への派遣者の確保や救急救命士の資格を持つ者の確保にあたって、どのような工夫が必要であるか。 ⑤ ２名以上の救急救命士の配置と、救急救命士への十分な再教育機会の確保を両立するために、どのような工夫が必要であるか。 ⑥ 現行の救急救命士養成者数や派遣期間等を踏まえ、必要な救急救命士数の確保に概ねどの程度の期間が必要となるか。	• ２名以上体制というのが望ましいのは当然そのように思っている。 • ２名以上体制は望ましいことではあり、その体制をどのように確保していくのかをクリアする必要がある。 • 救急救命士の運用体制は、消防本部により大きく事情が異なる。 • 全隊常時２名以上体制の実現には、交代勤務等を考慮し、救急隊員数に対して８割ぐらいの救急救命士数を配置しなければならない。１隊あたり７名とポンプ隊の救命士を確保している消防本部の事例に近い数値になると考えられる。 • 近年は救急救命士資格を持つ新規採用者が多く、採用数に応じて次年度の養成者を調整するなど、柔軟に対応しようと考えている。 • 救急だけでなく、警防・予防と様々な業務を抱えている。救急救命士の研修を行う際は、欠員部分を予防業務等の専従員から補うなどの工夫をしている状況であり、人員配置が極度に硬直化しない形が望ましい。 • 病院実習を受けられていない救急救命士が多く発生している。救急救命士として任命した後、それを維持する体制についても検討する必要がある。 • 養成所の定員数を考慮すると、現行の救急救命士数から２名体制を実現するための追加養成には、10年程度の期間が必要となる。 • 乗り組みを決める段階では必ず救急救命士が２名乗車するように編成している。欠員が出た際には１名乗車となるが、ほとんどの場合で２名乗車は既に確保できている。 • 救急救命士養成課程では、他本部からも救急隊員を受け入れており、毎回定員に達している。キャンセルが発生した場合は、その分から自局の救急隊員を養成しており、追加の養成枠のみで考えると相当の年数がかかる。採用時に救急救命士の資格を持っている者をどれぐらい確保していくかということを合わせて考えると、期間は短くなる可能性はある。

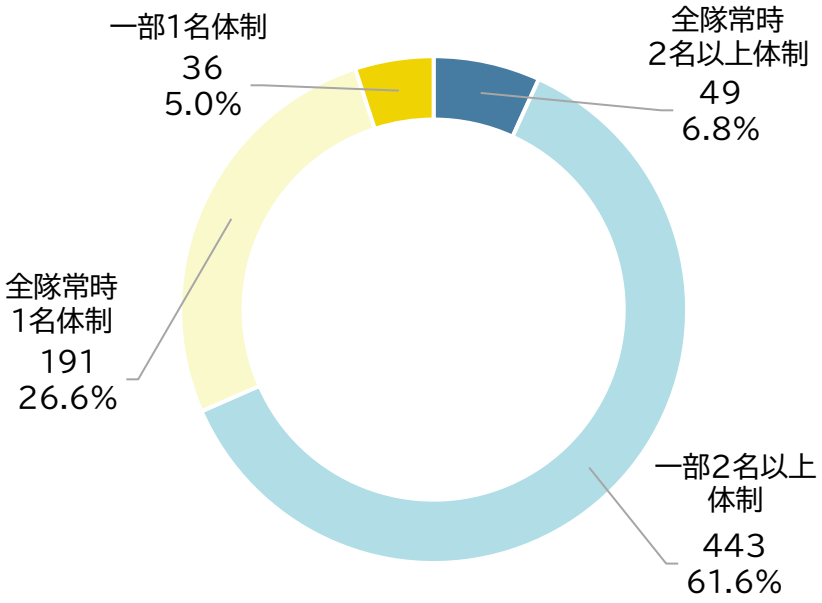
2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

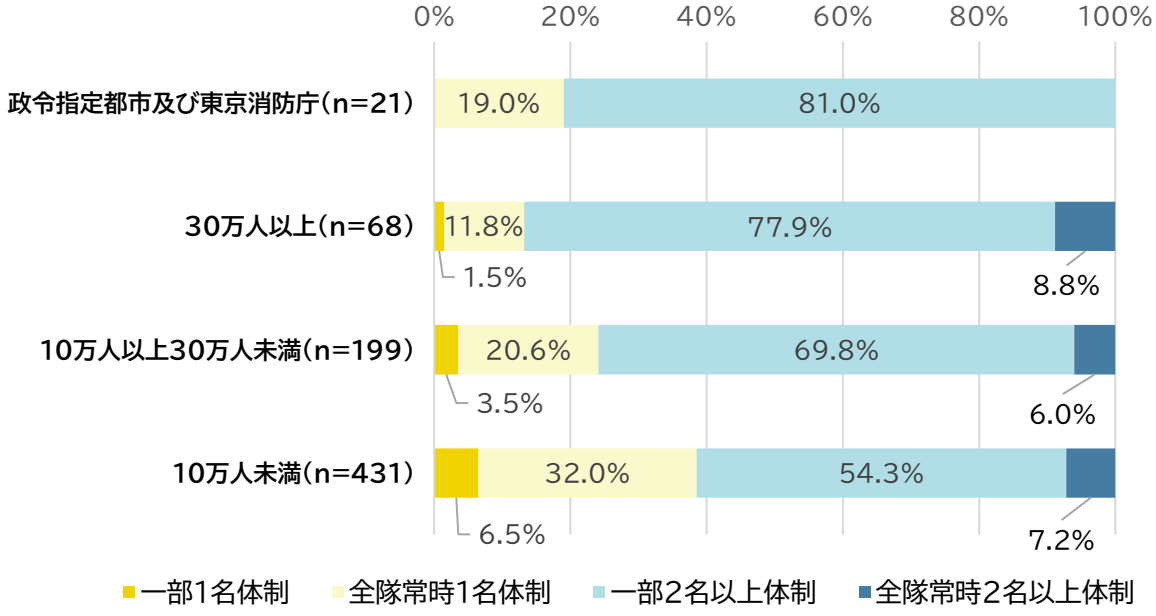
（2）救急隊の救急救命士2名以上体制での運用状況

- 719消防本部のうち、全隊を常時2名体制で運用しているのは49本部（6.8%）であり、一部を2名体制で運用しているのは443本部（61.6%）であった。
- 管轄地域の人口規模別に運用体制をみると、人口規模が大きくなるほど2名以上体制で運用する本部数が多くなる傾向があった。ただし、政令指定都市等では、2名以上体制で運用する本部数が少ない傾向があった。
- 人口が10万人未満の本部であっても2名以上体制を実現している例は一定数存在した。

救急隊の救急救命士運用体制（N=719）



【管轄人口規模別】救急隊の救急救命士運用体制（N=719）

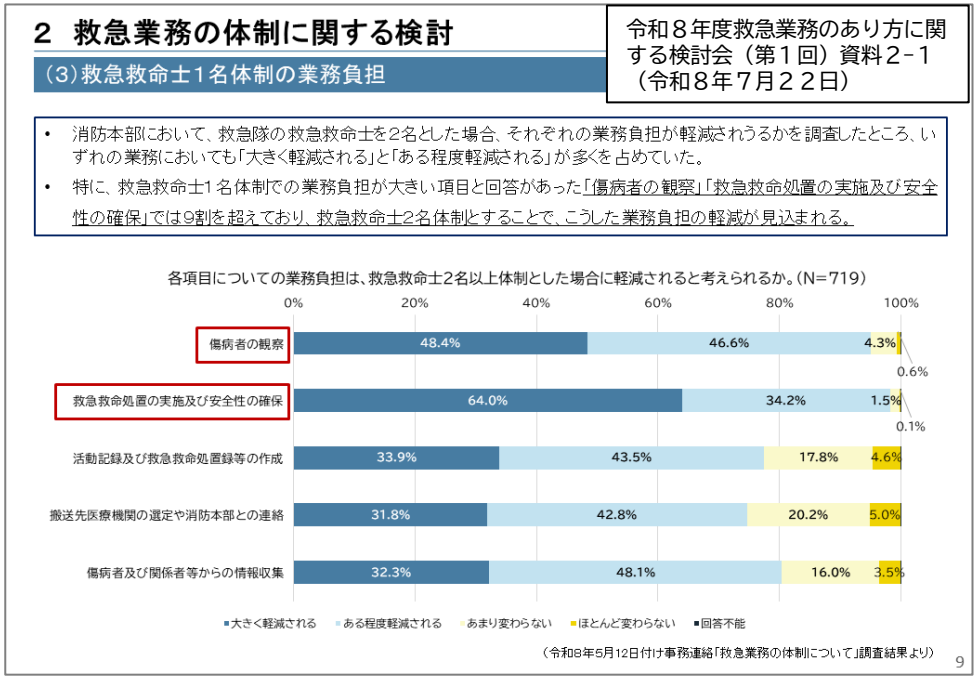


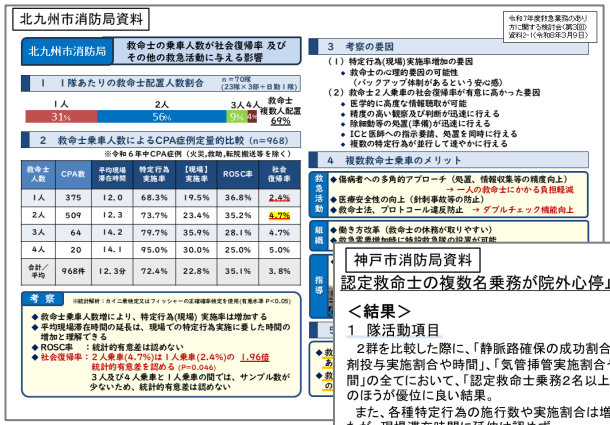
（令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制について」調査結果より）
※各本部における運用体制別の救急隊数のデータを用いて算出

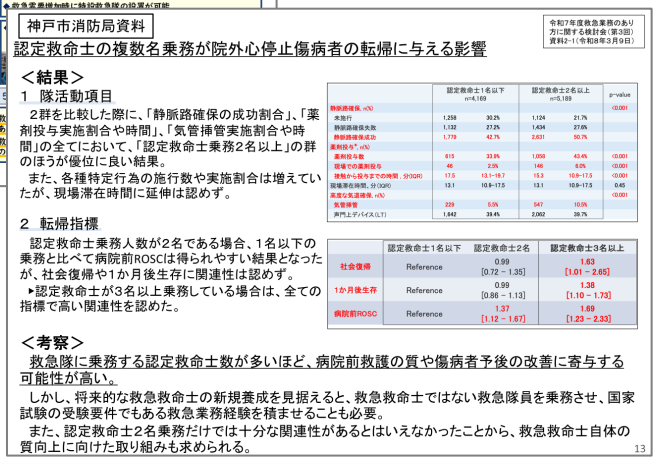
2　救急業務の体制に関する検討

（2）これまでの検討（救急救命士2名以上体制により期待される効果）

- 救急救命処置の手順や薬剤の投与経路・量等について、2名でダブルチェックを行うことで、実施精度や安全性が向上することが見込まれる。
- 救急救命士1名体制では「傷病者の観察」や「救急救命処置の実施及び安全性の確保」の業務負担が相対的に大きく、これらの業務負担は、救急救命士2名以上体制とすることで軽減されると見込まれる。
- 救急救命士2名体制によって、傷病者の社会復帰率や病院前心拍再開率の改善に寄与する可能性が示唆される。







救急救命士2名以上体制を「進むべき方向性」と位置付けることが望ましい。

2　救急業務の体制に関する検討

（2）これまでの検討（救急救命士2名以上体制の実現に向けた課題）

- 救急救命士2名以上体制は進むべき方向性であるが、救急救命士有資格者や救急救命士の再教育時間の確保など地域の実情は様々であり、それを考慮する必要がある。
- 救急救命士有資格者の確保等について、既に救急救命士2名体制を実施している本部では、救急救命士養成計画を策定して計画的に内部養成や採用を図る取組や、派遣型救急ワークステーション方式による病院実習（※）の取組、救急救命士有資格者の採用などを行っている。

※　救急車1台及び救急隊員3人を管内医療機関に派遣し、派遣先病院の医師の指導に基づき病院実習を行う。
派遣された救急隊は、 病院実習を行いながら、必要に応じて救急出動も行う。

2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

鎌倉市消防本部【救急救命士養成計画】

- 退職、育児休業、休暇取得等による救急救命士の欠員に対応しつつ、働き方改革の推進と救急活動の質の維持・向上を両立するため、今後20年間を見据えた救急救命士養成計画を策定している。
- 救命率向上を目指すため、救急隊3名中2名は必ず救急救命士とすることに加え、CPA事案への対応力を強化するため、消防隊・救助隊にも救急救命士を配置する体制を理想として掲げている。
- 119番通報を受信する指令情報課、救急業務全般の事務をつかさどる消防本部警防救急課への配置も行っている。

算定方法

○救急隊8隊に必要な救急救命士数
救急救命士2人×2交替×1台×1.515※＝6.06人≒救急隊1隊あたり7人の救急救命士の配置が必要。 7人×8隊＝56人…①

○ポンプ隊8隊に必要な救急救命士数
救急救命士1人×2交替×1台×1.515※＝3.03人≒ポンプ隊1隊あたり4人の救急救命士の配置が必要。4人×8隊＝32人…②

○指令情報課のオペレーターとして勤務する救急救命士数＝4人…③

○消防本部警防救急課に勤務する救急救命士数＝2人…④

①+②+③+④＝94人を必要救急救命士数とし、計画的に養成を進めている。

※1.515の根拠（消防力の整備指針・消防水利の基準逐条問答参照）
⑴ 週40時間勤務体制を確保するために必要な人員措置→職員1人当たり年間261日の勤務を設定(365-104)
⑵ 休暇等を取得するために必要な人員措置→職員1人当たり年間20日の休暇等を設定
上記⑴、⑵を考慮し算出→人員措置係数：365/(365-104-20)≒1.515

23

2　救急業務の体制に関する検討

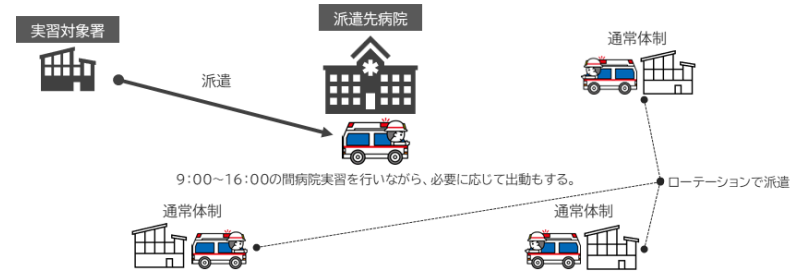
令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

伊勢原市消防本部【派遣型救急ワークステーション方式による病院実習】

- 救急車1台及び救急隊員3人を管内医療機関に派遣し、派遣先病院の医師の指導に基づき病院実習を行う。
- 派遣する救急隊は年間出向表を作成し、スケジュール管理をしている。
- 実習派遣となった救急隊は、出動順位の優先度を下げているが、医師同乗の要請基準に合致する事案が発生した場合は、医師及び看護師の同乗を求め救急出動する。
- 病院実習の内容は地域MC協議会で定めた「救急救命士病院（再教育）実習ガイドライン」に基づき、派遣先病院が作成した「救急救命士再教育病院実習要綱」に規定されている項目について実施している。

派遣イメージ図



24

2　救急業務の体制に関する検討

（3）救急隊の救急救命士乗務に関する現行の基準等

- 救急隊の救急救命士乗務に関する基準等として、「救急業務実施基準」（消防庁長官通知）及び「消防力の整備指針」（消防庁告示）がある。

救急業務実施基準（昭和39年3月3日自消甲教発第6号消防庁長官通知）（抜粋）

※市町村の消防機関が行う救急業務の能率的運営を図るため、必要な事項を定めるもの

第6条

消防長は、救急救命士の資格を有する隊員又は准隊員一人以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）（抜粋）

※市町村が消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの

第28条第6項

第一項及び第二項の規定による救急自動車並びに第四項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は救急救命士とするものとする。

【参考】消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抜粋）

（救急隊の編成及び装備の基準）

第44条　救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

2　救急業務の体制に関する検討

（4）これまでの検討を踏まえた対応案

- 「救急業務実施基準」（消防庁長官通知）について、以下のとおり改正することとしてはどうか。
- 併せて、各消防本部の取組に資するよう、本検討会の報告書において、救急救命士2名以上体制に必要な救急救命士数の算出事例や、救命士数確保・病院実習時間確保に係る具体的な取組事例を示すこととしてはどうか。

救急業務実施基準改正案

現行	改正案
第６条　消防長は、救急救命士の資格を有する隊員又は准隊員一人以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。	第６条　消防長は、救急救命士の資格を有する隊員又は准隊員一人以上をもって救急隊を編成するものとする。 ２　消防長は、救急救命処置の安全性及び質の向上を図るため、地域の実情に応じて救急救命士の資格を有する隊員二人以上をもって救急隊（航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成されるものを除く。）を編成するよう努めるものとする。

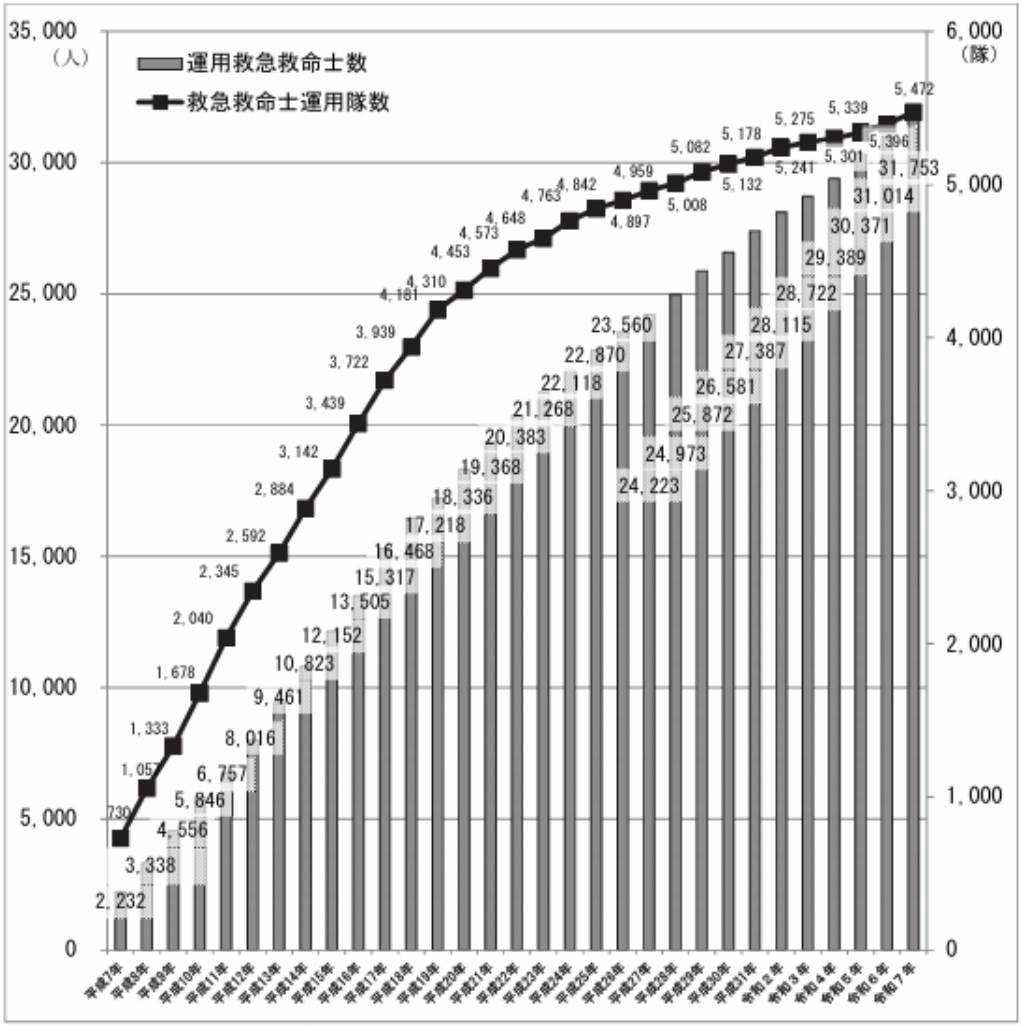
参考資料

2　救急業務の体制に関する検討

（参考）運用救急救命士数・救急救命士運用隊数の推移

- 令和7年4月1日時点で、全国の運用救急救命士数は31,753人、救急救命士運用隊数は5,472隊となっている。

第７図　運用救急救命士数・救急救命士運用隊数の推移



（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

（総務省消防庁「令和7年版　救急・救助の現況」より）

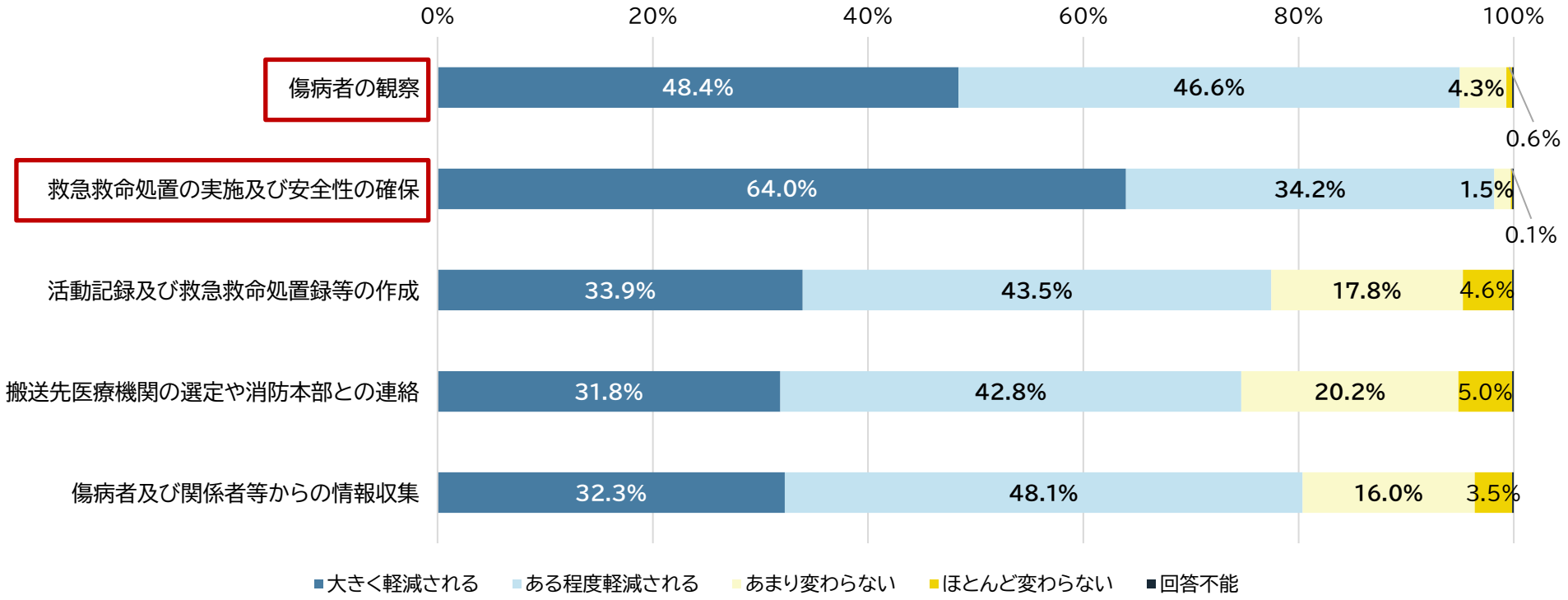
2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

（3）救急救命士1名体制の業務負担

- 消防本部において、救急隊の救急救命士を2名とした場合、それぞれの業務負担が軽減されうるかを調査したところ、いずれの業務においても「大きく軽減される」と「ある程度軽減される」が多くを占めていた。
- 特に、救急救命士1名体制での業務負担が大きい項目と回答があった「傷病者の観察」「救急救命処置の実施及び安全性の確保」では9割を超えており、救急救命士2名体制とすることで、こうした業務負担の軽減が見込まれる。

各項目についての業務負担は、救急救命士2名以上体制とした場合に軽減されると考えられるか。（N=719）



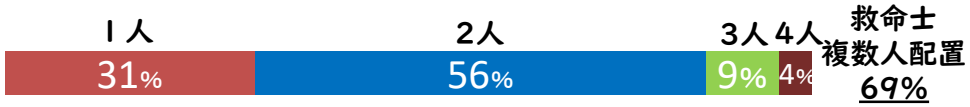
（令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制について」調査結果より）

令和7年度救急業務のあり方に関する検討会(第3回)
資料2-1(令和8年3月9日)

北九州市消防局　救命士の乗車人数が社会復帰率 及びその他の救急活動に与える影響

1　1隊あたりの救命士配置人数割合

n＝70隊
(23隊×3部＋日勤1隊)



2　救命士乗車人数によるCPA症例定量的比較（n＝968）

※令和6年中CPA症例（火災,救助,転院搬送等を除く）

救命士人数	CPA数	平均現場滞在時間	特定行為実施率	【現場】実施率	ROSC率	社会復帰率
1人	375	12.0	68.3%	19.5%	36.8%	2.4%
2人	509	12.3	73.7%	23.4%	35.2%	4.7%
3人	64	14.2	79.7%	35.9%	28.1%	4.7%
4人	20	14.1	95.0%	30.0%	25.0%	5.0%
合計／平均	968件	12.3分	72.4%	22.8%	35.1%	3.8%

考　察

※統計解析：カイ二乗検定又はフィッシャーの正確確率検定を使用(有意水準 P<0.05)

- 救命士乗車人数増により、特定行為(現場) 実施率は増加する
- 平均現場滞在時間の延長は、現場での特定行為実施に要した時間の増加と理解できる
- ROSC率　：統計的有意差は認めない
- 社会復帰率：2人乗車(4.7%)は1人乗車(2.4%)の 1.96倍
  統計的有意差を認める (P=0.046)
  3人及び4人乗車と1人乗車の間では、サンプル数が少ないため、統計的有意差は認めない

3　考察の要因

（1）特定行為(現場)実施率増加の要因
- 救命士の心理的要因の可能性
  （バックアップ体制があるという安心感）

（2）救命士2人乗車の社会復帰率が有意に高かった要因
- 医学的に高度な情報聴取が可能
- 精度の高い観察及び判断が迅速に行える
- 除細動等の処置(準備)が迅速に行える
- ICと医師への指示要請、処置を同時に行える
- 複数の特定行為が並行して速やかに行える

4　複数救命士乗車のメリット

救急活動
- 傷病者への多角的アプローチ（処置、情報収集等の精度向上）
  → 一人の救命士にかかる負担軽減
- 医療安全性の向上（針刺事故等の防止）
- 救命士法、プロトコール違反防止　→ ダブルチェック機能向上

組織
- 働き方改革（救命士の休務が取りやすい）
- 救急需要増加時に特設救急隊の設置が可能

指導
- ＯＪＴ … 新卒・学卒救命士の指導
  ※学卒救命士：救命士資格を有して入職した職員
  … 指導救命士による同乗指導
  ※指導救命士配置隊は救命士2人体制のため、指導救命士が各隊に出向し指導が可能
  → 指導育成体制の充実



5　まとめ

- 救命士2人乗車はCPA症例の社会復帰率を有意に改善させる可能性がある。
- 救急活動、組織体制、隊員の指導育成、すべての面で救命士２人配置のメリット大である。

神戸市消防局資料

令和7年度救急業務のあり方に関する検討会（第3回）
資料2-1（令和8年3月9日）

認定救命士の複数名乗務が院外心停止傷病者の転帰に与える影響

（令和7年度全国救急隊員シンポジウムにて報告）

平成10年から救急救命士の常時全隊1名乗務体制を確立。平成13年からは全隊2名の乗務体制を確立。
▶認定救命士※の常時2名乗務は確約されていない中、認定救命士の乗務人数が病院前救護の質や傷病者転帰にどのような影響を与えるのか調査。　※薬剤投与・気管挿管・処置拡大等について、県MCの認定を受けた救急救命士

＜概要＞

1　期間

平成28年1月1日～令和5年12月31日

2　対象

院外心肺停止症例11,474症例のうち、18歳以上・内因性疾患である9,358症例を抽出
▶「認定救命士の乗務が2名以上」vs「認定救命士の乗務1名以下」の2群に分類

3　評価項目

（1）隊活動項目
・特定行為の実施割合（静脈路確保・薬剤投与・気管挿管など）
・平均現場活動時間

（2）転帰指標
・自己心拍再開（ROSC）割合
・1か月後生存割合
・社会復帰※割合　　※OPC・CPCともに”2”以上を社会復帰と定義

▶マルチレベルロジスティック回帰モデルを使用
年齢・性別・バイスタンダーCPRなどの交絡因子を調整し、認定救命士乗務人数の独立効果を評価

神戸市消防局資料

令和7年度救急業務のあり方に関する検討会(第3回)
資料2-1(令和8年3月9日)

認定救命士の複数名乗務が院外心停止傷病者の転帰に与える影響

＜結果＞

1　隊活動項目

2群を比較した際に、「静脈路確保の成功割合」、「薬剤投与実施割合や時間」、「気管挿管実施割合や時間」の全てにおいて、「認定救命士乗務2名以上」の群のほうが優位に良い結果。

また、各種特定行為の施行数や実施割合は増えていたが、現場滞在時間に延伸は認めず。

	認定救命士1名以下 n=4,169		認定救命士2名以上 n=5,189		p-value
静脈路確保, n(%)					<0.001
未施行	1,258	30.2%	1,124	21.7%	
静脈路確保失敗	1,132	27.2%	1,434	27.6%	
静脈路確保成功	1,779	42.7%	2,631	50.7%	
薬剤投与*, n(%)					
薬剤投与数	615	33.9%	1,058	43.4%	<0.001
現場での薬剤投与	46	2.5%	146	6.0%	<0.001
接触から投与までの時間，分(IQR)	17.5	13.1–19.7	15.3	10.9–17.5	<0.001
現場滞在時間、分(IQR)	13.1	10.9–17.5	13.1	10.9–17.5	0.45
高度な気道確保, n(%)					<0.001
気管挿管	229	5.5%	547	10.5%	
声門上デバイス(LT)	1,642	39.4%	2,062	39.7%	

2　転帰指標

認定救命士乗務人数が2名である場合、1名以下の乗務と比べて病院前ROSCは得られやすい結果となったが、社会復帰や1か月後生存に関連性は認めず。

▶認定救命士が3名以上乗務している場合は、全ての指標で高い関連性を認めた。

	認定救命士1名以下	認定救命士2名	認定救命士3名以上
社会復帰	Reference	0.99 [0.72 – 1.35]	**1.63 [1.01 – 2.65]**
1か月後生存	Reference	0.99 [0.86 – 1.13]	**1.38 [1.10 – 1.73]**
病院前ROSC	Reference	**1.37 [1.12 – 1.67]**	**1.69 [1.23 – 2.33]**

＜考察＞

救急隊に乗務する認定救命士数が多いほど、病院前救護の質や傷病者予後の改善に寄与する可能性が高い。

しかし、将来的な救急救命士の新規養成を見据えると、救急救命士ではない救急隊員を乗務させ、国家試験の受験要件でもある救急業務経験を積ませることも必要。

また、認定救命士2名乗務だけでは十分な関連性があるとはいえなかったことから、救急救命士自体の質向上に向けた取り組みも求められる。

2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

救急救命士２名体制を既に実施している消防本部における具体的な取組

必要な救急救命士有資格者数の確保

- 救急救命士養成計画を策定し、計画的な新規養成課程への派遣を実施している。
- 小規模消防のため職員採用時に救急救命士資格の有無（採用条件）及び年齢を重視し、職場全体の年齢構成を考慮するなど工夫している。
- 救急救命士の資格を持つ学生が就職試験の願書を提出してくれるように、救急救命士履修項目である、救急車の同乗実習を実施している。
- 職員採用試験区分で救急救命士有資格枠を設けて職員採用を図っている。

病院実習、休暇取得等による一時的な人員不足

- 署所間での職員の派遣を行っている。
- 救急活動の質を担保するため、人事異動において救急隊1隊あたり最低3名の救急救命士を配置している。また、救急救命士の資格を持った救助隊員や消防隊員を活用している。
- 救急救命士2名体制で運用できるよう、救急救命士運用計画を作成し、資格者の採用や養成所の出向など将来的に不足しないよう計画する予定。

（令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制について」調査結果より）

2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

常時全隊２名体制を実施している消防本部の取組内容

茅ヶ崎市消防本部（神奈川県）　管轄人口：約29万人　救急隊数：9隊　運用救命士割合76.1%

- 救急救命士の資格を持つ学生が就職試験の願書を提出してくれるように、救急救命士養成校の救急車同乗実習を茅ヶ崎市・寒川町在住の学生に限り、受け入れている。
- 病院実習を当直中に実施し、救急出動の順位を最後にしている。

志太広域事務組合志太消防本部（静岡県）　管轄人口：約28万人　救急隊数：10隊　運用救命士割合75.8%

- 退職者も見込んで必要運用救命士数を算出し、養成計画を策定している。
- 当務中の病院実習を実現するため、派遣型WSの運用を開始した。

鎌倉市消防本部（神奈川県）　管轄人口：約17万人　救急隊数：8隊　運用救命士割合71.1%

- 退職者も見越し、人員措置係数等から救命士2名以上体制を維持するための必要救急救命士数を算出した。
- 派遣型救急ワークステーションで病院実習を実施している。

伊勢原市消防本部（神奈川県）　管轄人口：約10万人　救急隊数：4隊　運用救命士割合78.1%

- 救急救命士年齢分布の標準化を図るために新規養成派遣を行い、救急救命士有資格者の採用枠は設けていないものの、採用時に資格の有無を考慮している。
- 派遣型救急ワークステーションで病院実習を実施している。

恵庭市消防本部（北海道）　管轄人口：約7万人　救急隊数：3隊　運用救命士割合32.4%

- 恵庭市消防本部救急体制により、救急救命士が実施する処置の拡大及び高度化に対応し、救命率の向上を図るため、救急隊への救急救命士2名乗車体制を原則とし、その体制を維持しながら、定められた勤務体制及び労務管理を行うために必要な人数として、救急救命士の必要数を24名とした。
- 上記24名を根拠に救急救命士の生涯教育を継続的に実施するための予算確保及び研修参加体制を整備している。

石垣市消防本部（沖縄県）　管轄人口：約5万人　救急隊数：4隊　運用救命士割合70.0%

- CPA傷病者の一カ月生存率が、救急救命士1名体制と比較して2名体制の方が高いとの結果を踏まえ、2名体制を確保している。
- 病院実習対象の救急救命士3名で救急隊を編成し、実習先病院に派遣することで、当務中に病院実習を行っている。

2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

鎌倉市消防本部【救急救命士養成計画】

- 退職、育児休業、休暇取得等による救急救命士の欠員に対応しつつ、働き方改革の推進と救急活動の質の維持・向上を両立するため、今後20年間を見据えた救急救命士養成計画を策定している。
- 救命率向上を目指すため、救急隊3名中2名は必ず救急救命士とすることに加え、CPA事案への対応力を強化するため、消防隊・救助隊にも救急救命士を配置する体制を理想として掲げている。
- 119番通報を受信する指令情報課、救急業務全般の事務をつかさどる消防本部警防救急課への配置も行っている。

算定方法

〇救急隊8隊に必要な救急救命士数

救急救命士2人×2交替×1台×1.515※＝6.06人≒救急隊1隊あたり7人の救急救命士の配置が必要。 7人×8隊＝**56人**…①

〇ポンプ隊8隊に必要な救急救命士数

救急救命士1人×2交替×1台×1.515※＝3.03人≒ポンプ隊1隊あたり4人の救急救命士の配置が必要。4人×8隊＝**32人**…②

〇指令情報課のオペレーターとして勤務する救急救命士数＝4人…③

〇消防本部警防救急課に勤務する救急救命士数＝2人…④

①+②+③+④＝**94人**を必要救急救命士数とし、計画的に養成を進めている。

※1.515の根拠（消防力の整備指針・消防水利の基準逐条問答参照）

⑴ 週40時間勤務体制を確保するために必要な人員措置→職員1人当たり年間261日の勤務を設定（365-104）

⑵ 休暇等を取得するために必要な人員措置→職員1人当たり年間20日の休暇等を設定

上記⑴、⑵を考慮し算出→人員措置係数：365/（365-104-20）≒**1.515**

2　救急業務の体制に関する検討

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第１回）
資料２-１（令和８年７月２２日）

（9）救急救命士2名体制を実施する上で行った工夫

伊勢原市消防本部【派遣型救急ワークステーション方式による病院実習】

- 救急車1台及び救急隊員3人を管内医療機関に派遣し、派遣先病院の医師の指導に基づき病院実習を行う。
- 派遣する救急隊は年間出向表を作成し、スケジュール管理をしている。
- 実習派遣となった救急隊は、出動順位の優先度を下げているが、医師同乗の要請基準に合致する事案が発生した場合は、医師及び看護師の同乗を求め救急出動する。
- 病院実習の内容は地域MC協議会で定めた「救急救命士病院（再教育）実習ガイドライン」に基づき、派遣先病院が作成した「救急救命士再教育病院実習要綱」に規定されている項目について実施している。

派遣イメージ図

